

第 1 回 赤平市農業委員会総会会議録

- 1 令和2年7月20日（月）第1回赤平市農業委員会を1階コミセン多目的ホールにおいて開催した。
2 会議の応招委員は下記のとおり。

池松 洋一	高橋 ノリ子
伊藤 修	中西 幸一
浮田 直利	中村 英昭
河崎 寿朗	元島 康裕
菅井 星秋	吉本 政史
鈴木 要助	

- 3 本委員会に参与として出席される者は下記のとおり。

赤平市長 畠山 渉	農業振興担当主幹 伴 卓見
農政課長・事務局長 柳町 隆之	係 長 相原 良治
主 事 横山 千鶴子	

- 4 本委員会の書記は下記のとおり。
係 長 相原 良治
主 事 横山 千鶴子

- 5 本会議の案件は下記のとおり。

- 報告第1号 赤平市農業委員会の成立した日について
令和2年7月20日
- 報告第2号 赤平市農業委員会委員の任命について
仮議席の指定について 50音順
議事録署名委員の選出について
池松 洋一委員・伊藤 修委員
- 議案第1号 赤平市農業委員会会長の互選について挙手 (推薦9人)
中村会長
- 議案第2号 赤平市農業委員会会長職務代理の互選について挙手 (推薦9人)
吉本会長職務代理
- 議案第3号 議席の指定について
1番中村会長・2番元島委員・3番伊藤委員・4番河崎委員
5番浮田委員・6番菅井委員・7番中西委員・8番高橋委員
9番池松委員・10番鈴木委員・11番吉本会長職務代理
- 議案第4号 赤平市農用地移動適正化あっせん事業に係る各地区あっせん委員
の選出について
赤平、幌岡、住吉地区
中西委員長・吉本副委員長・高橋委員・河崎委員・菅井委員
平岸、百戸、豊里、共和地区
池松委員長・鈴木副委員長・伊藤委員・浮田委員・元島委員
- 議案第5号 農用地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 本日の欠席委員は右記のとおり。 なし

7 議事内容

開会宣言 午後4時00分 閉会宣言 午後5時20分

第 1 回 赤平市農業委員会議事録

NO 1

《農政課長》

第1回赤平市農業委員会総会を開催するにあたり、委員会召集の任において赤平市長よりご挨拶申上げます。
市長挨拶

農政課長 報告事項を農政課より行います。

伴主幹 日程第1の報告第1号 日程第2の報告第2号を一括して報告させて頂きます。

報告第1号「赤平市農業委員会の成立した日について」を行います。

成立した日は令和2年7月20日であります。

日程第2報告第2号 「赤平市農業委員の任命について」、農業委員会等に関する法律第8条の規定による赤平市農業委員会委員の任命による氏名を次のとおり報告致します。

《50音順に氏名・年齢・住所・推薦地区等の読み上げ》

始めに 池松 洋一さん (イケマツ ヨウイチ)

伊藤 修さん (イトウ オサム)

浮田 直利さん (ウキタ ナオトシ)

河崎 寿朗さん (カワサキ ヒサアキ)

菅井 星秋さん (スガイ トシアキ)

鈴木 要助さん (スズキ ヨウスケ)

高橋 ノリ子さん (タカハシ ノリコ)

中西 幸一さん (ナカニシ コウイチ)

中村 英昭さん (ナカムラ ヒデアキ)

元島 康裕さん (モトシマ ヤスヒロ)

吉本 政史さん (ヨシモト マサシ)

議会の同意年月日は令和2年6月23日であります。

農政課長 ここで、市長及び農政課の方は公務のため退席致します。

《市長・農政課伴主幹退席》

事務局長 審議に入る前に、農業委員会事務局職員を紹介致します。

柳町局長・相原係長・横山主事 です。

それではこれより審議に入ります。

赤平市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長を務めることになっておりますが、会長が互選されるまでの間、仮の議長をお決めいただいて進めたいと思います。

おはかりいたしますが、前例により地方自治法第107条の規定を運用し、年長の委員の方に仮議長をお務めいただくこととして如何でしょうか。

* * * * 異議なしの声あり * * *

異議なしと認めます。よって、仮議長を「高橋 ノリ子委員」にお願い致します。

仮議長 ただ今、ご指名をいただきました「高橋 ノリ子」でございます。

仮議長として努めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

日程第3「仮議席の指定について」を行います。

仮議席は、ただ今の着席（五十音順）の議席を指定致します。

次に日程第4「議事録署名委員の指定について」を行います。

議事録署名委員は、赤平市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により2名と定められておりますので、議長より氏名させて頂いてよろしいか、おはかり致します。

* * * * 異議なしの声あり * * *

異議なしの声がありましたので、池松 洋一委員・伊藤 修 委員を指名致します。

日程第5 議案第1号 「赤平市農業委員会会長の互選について」を行います。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、互選の方法についておはかり致します。

推薦によるもの・選挙によるものとどちらがよろしいか、挙手をお願いします。

(推 薦) がよろしいですか。 (9) 人

推薦が9人ですので、過半数を超えてますので推薦と致します。

よろしいですか。

全 員 よろしいです。

仮議長 どなたがよろしいでしょうか。おはかり致します。

池松委員 中村委員に会長をお願いしたいです。

仮議長 他に推薦ございませんか。

全 員 ありません。

仮議長 中村委員、1名の推薦がありました。中村委員を会長に決定してよろしいですか。

全 員 よろしいです。

仮議長 それでは会長が決定致しましたので、赤平市農業委員会 会議規則第4条第1項の規定により議長を中村会長と交代をします。不慣れな議長ではありましたが、皆様のご協力のもと、スムーズに進めることができました。

本当にありがとうございました。

《議長交代》

中村委員会長ということでご指名を受けましたので、議長を交替しました。

ひとことご挨拶を申上げます。本日はご苦労様です。旧委員7名、新委員4名で新しくスタート致しました。

農地所有者も高齢となってきています。地区推薦の方も地域の方との対話を重視しながらやって頂きたいと思います。又、農地パトロールは第1回目を今年行っています。

31日が第2回目となります。前委員からの引継ぎもありますので宜しくお願ひ致します。

議 長 それでは議案を継続致します。

日程第6 議案第2号 「赤平市農業委員会会長職務代理の互選について」を行います。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理の互選を行います。

互選の方法についておはかり致します。

推薦によるもの・選挙によるものどちらがよろしいか、挙手をお願い致します。

(推 薦) がよろしいですか。 (9) 人

議 長 推薦が9人ですので、過半数を超えてますので推薦と致します。

よろしいですか。

全 員 よろしいです。

議 長 どなたがよろしいでしょうか。おはかり致します。

中西委員 吉本委員にお願いしたいと思います。

議 長 吉本委員という声がございましたが、他に推薦ございませんか。

* * * * なしの声 * * * *

議 長 他になしの声ですので吉本委員でよろしいですか。

全 員 よろしいです。

議 長 それでは赤平市農業委員会会長職務代理が吉本委員に互選されました。

では、会長職務代理吉本委員よりご挨拶を頂きます。

吉本委員会長職務代理ということで、皆様に迷惑をお掛けすることもあるうかと思いますが、宜しくお願ひ致します。

議 長 議案第3号に入る前に、皆様のお手元にある「農業委員会憲章」についてです。

2016年に農業会議において決定されました。皆さんで読み上げたいと思います。

《農業委員会憲章読上げ》

それでは、総会を継続致します。

議 長 日程第7 議案第3号 「議席の指定について」を行います。

議席は、赤平市農業委員会会議規則第7条の規定により「くじ」で定めることになっております。

議席番号ですが、恒例により、1番は会長・会長職務代理は11番と致します。

2番から10番までの議席の確定について、「くじ」を仮議席順に引いて下さい。

◎抽 選

事務局長より氏名とその席順を発表致します。

事務局長 1番 中村会長 2番 元島委員 3番 伊藤委員 4番 河崎委員 5番 浮田委員 6番 菅井委員

7番 中西委員 8番 高橋委員 9番 池松委員 10番 鈴木委員 11番 吉本会長職務代理 あります。

ただ今、発表しましたとおり議席を指定致します。

議長 それではこの席で3年間宜しくお願ひ致します。

日程第8 議案第4号「赤平市農用地移動適正化あっせん事業に係る各地区あっせん委員の選出について」を行います。3年間、農地に関わることの現地確認や農地売買の調整を行います。

第1案から第4案まであります。事務局より説明をお願い致します。

事務局長会長からもお話をありましたように、農地に関わることの申請があった場合、新規の貸借、地目変更、農地の転用、売買等の申請があった場合は必ず現地確認をします。費用弁償の対象になるのですが、(2k以上)市役所に集まって頂き公用車で行きます。場所によっては現地集合になる時もあります。

現地確認をする場合は、予めFAXで情報を流しますので、昼、夜にはFAXの確認をして下さるようお願い致します。

現地確認には委員長・副委員長をはじめ最低3名は参加して頂きたく思います。

ここ数年は現地確認の件数が多く、その都度、事務局で地区委員に連絡をし調整してきましたが、かなり時間を要するので、そのことも地区委員で決めて頂けたらと思います。

会長は基本的に全て現地確認に付きます。

急を要する案件については、事務局で対応し、総会の時に写真で確認を頂くこともあります。

それでは説明を致します。

《第1案～第4案まで説明》

前期は第3案でした。新規毎に替えていくようです。

議長 いかがですか。

* * * * 事務局一任の声 * * * *

議長 事務局一任という声がありました。よろしいでしょうか。

全員 よろしいです。

それでは事務局案をお願いします。

事務局長 第2案を提案致します。新委員の方を2名づつ分けております。

議長 2案でよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 それでは2案に決定致しました。地区別で、委員長・副委員長を選出して頂きたいのと、先ほど事務局からありましたように現地確認についても、どのようにするかを決めて頂ければと思います。

* * * * 各地区別で協議 * * * *

議長 地区別で報告をお願い致します。先ず、赤平、幌岡、住吉地区お願い致します。

中西委員 委員長が中西委員・副委員長が吉本委員となります。 委員に高橋委員、河崎委員、菅井委員です。

議長 平岸、百戸、豊里、共和地区お願い致します。

池松委員 委員長が池松委員・副委員長が鈴木委員となります。 委員に伊藤委員、浮田委員、元島委員です。

議長 委員の体制が決まりました。3年間宜しくお願ひ致します。

それでは日程第9 議案第5号、第6号ですが、利害関係となる 委員は退出願います。

《 委員退出》

事務局よりお願いします。

事務局 議案第5号、農用地使用貸借の合意解約の申出であります。少し説明をさせて頂きます。

現在、 氏は父親である 氏より農地を貸借し、農業経営者となっております。

第5号では地目が田となっている農地の貸借を解約し、議案第6号ではその場所に、農業用施設建設のため転用の許可を求める議案となっています。

総会で決定されれば、農用地区から外し、宅地に変更になります。

議案第5号、農用地使用貸借の合意解約の申出がありましたので受理の可否をお願いいたします。

次のとおり、農地の使用貸借した農地につき農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので報告致します。

所在は 市 町 番 公簿・現況とも で面積は m²です。

所有者の貸主は住所が「 市 町 番地 氏」

借主の住所は「 市 町 番地 氏」であります。

合意解約日は令和2年6月22日です。図面は議案第6号にあります。

議案第5号では地番 番ですが、議案第6号では 番となっています。

これは分筆を行ったためです。

議長 このことについて前回旧委員で現地確認を行っているのですが、新委員の方は場所がわかりますか。

新委員 解ります。

議長 ではこのことについて、何かありませんか。

全員 ありません。

議長 なしということですので、議案第5号は決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 議案第5号は決定されました。日程第10議案第6号をお願いします。

事務局 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議のうえ意見を求める

所在は「市町番 公簿・現況とも で面積は m²です。

所有者の貸主は住所が「市町番地 氏」

借主の住所は「市町番地 氏」であります。

貸借をして、転用をする理由ですが、借主は現在の納屋の一部が老朽し、既存の納屋が点在しているため、集約して作業効率を上げるために、納屋を建設することを決断したが、既存用地では、敷地面積が足りなく、貸主より使用貸借する場所を建設用地として申請するためです。

議長 このことについて、配布された別紙、「農地転用許可申請に係る審査票」により判断基準としますので、事務局よりお願いします。

事務局 審査票の斜線部分は該当しません。

1の立地基準（1）農地区分の判断ですが、 氏の農地は【農用地区域内農地】に該当となります。

（2）上記により判断した理由は

「今回の転用申請は、農業用施設の建設地とすること、又、点在する納屋の集約をするととの事であり、農作業の効率を考えるとこの場所に建設することが望ましい」と考えます。

（3）申請地以外に代替地がないと判断した理由は

「周りは農用地区となるため、代替地を見つけることは困難なこと。又、申請者の土地は納屋等を建設するにあたり、土地形状を考慮すると申請地が望ましい」と考えます。

2の一般基準（1）の事業実施の確実性です。

○資力及び信用があると認められる ○

※資力があると判断される理由ですが、この申請の許可が決定された後に農協に融資を受ける意向でした。

農協に確認をしたところ、理事会で決定するということでした。

信用は地域の調和や中西氏の属する会等、土地改良区からの推薦委員でもあることから判断をお願いします。

○申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある ○

※申請者は冬の前に納屋を完成させたい意向です。

○申請地と一体的に事業に供する土地の利用の見込みがある ○

※中西氏は花きも行っており、ハウス、ほ場から近く作業効率を上げるための申請となっています。

○申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる ○

※適正と考えます。

○転用目的が土地の造成のみでない ○ 作業するための納屋であります。

（2）被害防除措置の妥当性

○土砂の流出又は崩壊等災害のおそれがない ○

○農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない ○

○集団的に存在する農地を蚕食（サンショク）又は分断するおそれがない。 ○

○周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない ○

○農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない ○

（3）一時転用

※該当なし

(4) 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き

○農振法の「市町村農業振興地域整備計画」～なしです。

○1ha以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更手続き状況

※本日決定されましたら明日令和2年7月21日の公告になります。

3添付書類

(1) 必須の添付書類には該当する項目にレチェックを入れてあります。

* レ 項目を読み上げます。

(2) その他の添付書類

※該当なし

4例外許可事由の該当状況

※該当なし

5総合判断

転用可否の判断ですが、「申請者より納屋の集約化、作業の効率、土地形状等を判断し、希望地が適切と考える。各項目、現地を確認した結果、この申請は農業経営に支障がないと判断した」です。

許可が相当と認められる場合に付すべき条件は、「赤平市農業委員会が求める必要な書類等は遅滞なく提出すること」です。

議長 以上審査票の各項目、総合的な判断ですが、あくまでも案としてです。何かありませんか。

全員 ありません。

議長 転用を妨げる項目がないと判断しますが、許可を決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 よろしいとの声で、議案第6号は決定されましたので、委員に入って頂きます。

《 委員入室》

議案第5号、第6号は決定されましたので、委員に報告致します。

委員わかりました。

議長 この転用に関わり、事務局から何かありますか。

事務局 議案第6号が決定されましたので、北海道農業会議へ諮問をかけます。

農政課の方では、農用地区の除外を行います。道からの許可等全て整うまで2～3ヶ月かかると思います。

委員わかりました。

議長 議案は全て終わりました。事務局から何かありますか。

事務局 ありません。

議長 本日は、任命書交付式から長丁場で暑い中大変ご苦労様でした。

第1回農業委員会総会を終了致します。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1 中村 英昭

2 池松 洋一

3 伊藤 修